

# 貸出資産の健全化に向けて

当行は、お取引先企業の経営改善支援、オフバランス化（最終処理）の促進、厳正な自己査定に基づく十分な引当金の確保の3点を柱とし、貸出資産の健全化に取り組んでおります。

今後も積極的に資産内容を開示し、資産の健全性、経営の透明性を高めてまいります。

## 取引先企業への経営改善支援

景気は回復傾向にあるものの、依然、業績不振に苦しむ企業も多く、こうした地元企業への業績改善への支援は、地域経済を活性化するうえで重要課題であります。

審査部内に設置した「経営支援室」及び「審査業務グループ」では、財務診断などに精通した経営相談の経験豊富なスタッフがお取引先に対し、きめ細かく経営や財務改善の支援を行っております。具体的には、経営改善支援先として選定したお取引先に対し、面談や実査を行って、経営改善計画作成の指導や進捗状況のチェック、当行ネット網を有機的に活用した販路開拓などの営業支援、不採算部門の整理・遊休資産処分の支援などを行っております。平成17年4月から平成18年3月までの実績では、支援対象先326先のうち、債務者区分のランクアップしたお取引先は78先となっております。

また、再生ファンドや中小企業再生支援協議会を活用した支援も行っております。

### 経営改善支援の取り組み実績

【平成17年4月～平成18年3月】

(単位：先数)

|           |           | 期初債務者数 | うち経営改善支援取り組み先 $\alpha$ | $\alpha$ のうち期末に債務者区分が上昇した先数 | $\alpha$ のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 |
|-----------|-----------|--------|------------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 正 常 先     |           | 38,179 | —                      | —                           | —                             |
| 要 注 意 先   | うちその他要注意先 | 6,459  | 163                    | 45                          | 93                            |
|           | うち要管理先    | 450    | 60                     | 21                          | 33                            |
| 破 綻 懸 念 先 |           | 1,530  | 69                     | 10                          | 35                            |
| 実 質 破 綻 先 |           | 761    | 34                     | 2                           | 23                            |
| 破 綻 先     |           | 125    | —                      | —                           | —                             |
| 合 計       |           | 47,504 | 326                    | 78                          | 184                           |

## オフバランス化（最終処理）の促進

オフバランス化とは、不良債権をバランスシートから切り離すことで、債権の償却、放棄、売却などの手段があります。当行支援により再生の見込めるお取引先に対しては、十分な引当を積んだうえで経営支援に取り組んでおりますが、最終的に再生が困難となってしまった場合は売却などによるオフバランス化を図っています。

当行では、再生可能性を十分見極めたうえで、可能性のない債権については迅速なオフバランス化を実施することで、再生支援・オフバランス化の両面からの資産の健全化を進めております。

## 厳正な自己査定に基づく十分な引当金の確保

「資産の自己査定」とは、金融機関が保有する資産を自ら個別に検討し、資産内容の実態を正確に把握するために行うもので、信用リスクを管理する重要な手段であるとともに、適正な償却・引当を行う準備作業となるものです。具体的には、当行が自ら定めた「自己査定基準」に基づき、貸出金をはじめとする資産を分析・検討し、その信用力に応じて「正常先」、「要注意先」、「破綻懸念先」、「実質破綻先」及び「破綻先」の5つの債務者に区分します。そして「正常先」以外の債務者の債権について、担保・保証の評価などを含めた回収の危険性、価値の毀損の危険性の度合いに従って4段階に分類します。

当行の自己査定は、営業部店及び審査部が査定を行い、その結果を監査部が検証・監査することとしており、牽制機能が働く体制となっております。さらに、自己査定の結果は、監査法人による監査対象となっております。

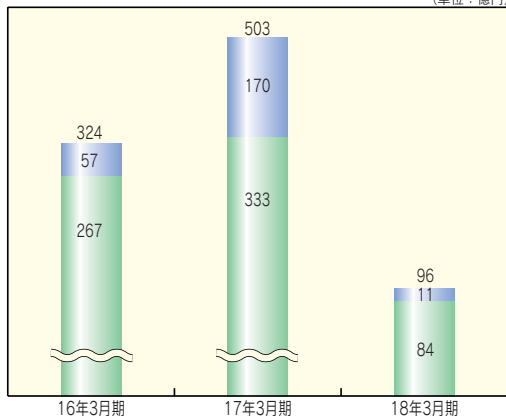
## 不良債権処理の状況

当行の不良債権処理は、厳正な自己査定に基づく償却・引当に加え、担保処分による回収や債権売却などの最終処理を進めております。また一方で、信用リスク管理の充実を図り、不良債権の発生防止に努めております。

当期もさらに、保守的な貸倒引当金の計上を行いました。不良債権処理額は前期比407億円減少し、96億円となりました。

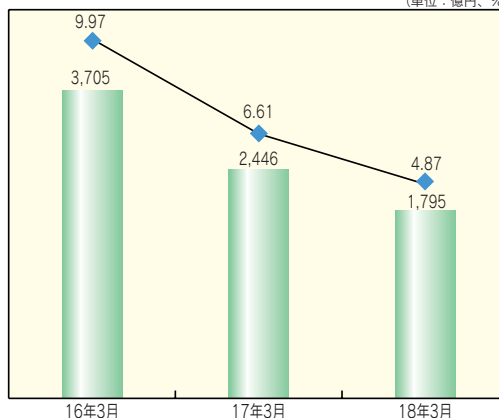
不良債権処理額の推移

■ 個別貸倒引当金純繰入額 ■ 貸出金償却・売却損など (単位：億円)



金融再生法開示債権の推移

■ 金融再生法開示債権 ◆ 不良債権比率 (単位：億円、%)



金融再生法開示債権の保全率とリスク管理債権の状況 (平成18年3月末)

(単位：億円)

| 自己査定における<br>債務者区分                    | 金融再生法に<br>基づく開示債権<br>(与信関連資産)   | 保 全 額            |                 | 保 全 率                    | =                   | リスク管理債権<br>(貸出金)                | + | その<br>他の債権 |
|--------------------------------------|---------------------------------|------------------|-----------------|--------------------------|---------------------|---------------------------------|---|------------|
|                                      |                                 | 担保・保証等<br>による保全額 | 引 当 額           |                          |                     |                                 |   |            |
| 破綻先<br>75                            | 破産更生債権及<br>びこれらに準ず<br>る債権 650   | (A) 200          | (D) 449         | 100%                     | 破綻先債権<br>75         | 延滞債権<br>1,254                   |   | 10         |
| 実質破綻先<br>574                         |                                 | (B) 328          | (E) 263         | 85.8%                    |                     |                                 |   |            |
| 破綻懸念先<br>690                         | 危険債権<br>690                     | (C) 176          | (F) 110         | 63.2%                    | 3カ月以上<br>延滞債権<br>26 | 貸出条件<br>緩和債権<br>428             |   |            |
| 要<br>注<br>意<br>先                     | 要管理債権<br>454                    | (A)~(C)計<br>706  | (D)~(F)計<br>824 | ↓<br>全体の<br>保全率<br>85.2% |                     |                                 |   |            |
| 要管理先<br>705                          | 正常債権<br>35,044                  |                  |                 |                          |                     |                                 |   |            |
| 要管理先以外の<br>要<br>注<br>意<br>先<br>2,809 |                                 |                  |                 |                          |                     |                                 |   |            |
| 正 常 先<br>30,462                      |                                 |                  |                 |                          |                     |                                 |   |            |
| そ の 他<br>1,521                       |                                 |                  |                 |                          |                     |                                 |   |            |
| 合 計<br>36,839                        | 合 計<br>36,839                   |                  |                 |                          |                     |                                 |   |            |
|                                      | 金融再生法<br>開 示 債 権<br>1,795       |                  |                 |                          |                     | リスク管理債権<br>1,784                |   |            |
|                                      | ↓<br>部分直接償却を<br>実施した場合<br>1,374 |                  |                 |                          |                     | ↓<br>部分直接償却を<br>実施した場合<br>1,364 |   |            |

○金融再生法開示債権：貸出金、支払承諾見返、外国為替、貸付有価証券、未収利息及び仮払金を対象としております。なお、要管理債権は貸出金のみを対象とし、貸出金単位ごとに集計した債権であります。

(一方、自己査定における要管理先債権はこの要管理債権を有する債務者に対する全ての債権であります。)

○リスク管理債権：貸出金のみを対象としております。

○当行は、部分直接償却を実施しておりません。